

役員選挙規約

第1章 総 則

第1条 本規定は生徒会規約に基づき、会長選挙及び執行部リコールを規制する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は選挙及びリコールに関して事務のすべてを取り扱い、執行部とは別に独立して運営される。

第3条 委員会は3年生各クラスより、2名選出された選挙管理委員によって構成され、委員の任期は1年とし、補欠委員は委員の退任後1週間以内に選出する。

第4条 委員会は委員の互選により1名の委員長を選出し、委員長は委員会の行うすべての事務の総責任者となる。

第5条 委員会は、選挙及びリコールにおいて不正があった場合に、クラス代表委員会の承認をもって、次の処理を行うことができる。

- (1) 再投票
- (2) 次点の繰り上げ（選挙の場合）
- (3) リコール不成立
- (4) その他適当な処置

第6条 委員は選挙及びリコール運動を行うことはできない。委員が選挙及びリコール運動をしようとするときは、委員を辞任しなければならない。

第3章 三役選挙

第7条 三役選挙は、会長、副会長、中央委員長の三役について毎年7月までに行い、その際に選挙管理委員会は、選挙日の14日前までに選挙の告示をしなければならない。なお、告示内容は、選挙日時、会場、選挙方法等とする。

第8条 三役以外の残りの役員は、三役が決定した後、生徒会担当教師及び新会長が指名する。

第9条 立候補受付期間は告示日から選挙日の7日前までとし、立候補者はこの期間中に委員会に届け出、委員会は受付締切りの翌日に、立候補者の公示をするものとする。

第10条 立候補者は委員会の提示に基づき、所信表明、その他の選挙運動を選挙日まで行うことができる。

第11条 所定の期間内に立候補者がいない場合は、クラス代表委員会の責任において会員より候補者を推薦しなければならない。

第12条 全会員による投票は、選挙管理委員会の定める投票日に各自の自由意志に基づいて公正に行われる。

第13条 投票は三役ごとに単記無記名制とし、公務のため投票日に投票できない者は不在投票を認める。

第14条 次に定める投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選挙される人名以外のことを書いたもの
- (3) 記入事項が判明しがたいもの
- (4) その他委員会の定める投票の提示に従わないもの

第15条 選挙は、有効投票数が投票総数の3分の2以上のときに成立する。選挙が成立しなかった場合は、後日再選挙を行う。

第16条 有効投票数の3分の1以上を得た者のうち、最高得票者を三役当選者とする。なお、3分の1以上の得票者がいなかった場合、上位2位でもって後日再選挙を行う。

第17条 立候補者が1名の場合は信任投票を行い、有効投票数の3分の1の信任があればこれを当選とする。

第18条 選挙及びリコール投票の開票は即日開票とし、開票立会人の立ち会いのもとに委員会が行い、開票結果は翌日委員会がこれを公示する。

第4章 執行部リコール

第19条 リコールを行う場合発起人はその主旨を選挙管理委員会に規定の用紙を用いて届け出なければならない。

第20条 前条の発起人は委員会の指示に基づき、全会員の4分の1以上の署名を集め、これを不信任案として委員会に提出しなければならない。なお、委員会是不信任案が提出されたときは、即日中に会員にリコール投票の告示をする。

第21条 委員会は前条の告示された日より14日以内にリコール投票を実施し、不信任が有効投票数の3分の2を超えた場合は、不信任案が可決されたものとする。ただし、選挙によって新しい会長が決まるまでは現執行部はその任務を続行するものとする。

第22条 不信任案が可決された場合委員会は会長選挙を行わなければならない。なお、新しい会長の任期は前会長の残任期間とする。

第23条 告示日より投票日までの間、発起人は委員会の指示に基づきリコール運動を行うことができる。